

昭和四十四年法律第四十六号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約等を実施するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方税法（平成二十六年法律第十一号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税条約 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいう。

二 租税条約等 租税条約及び租税相互行政支援協定（租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課若しくは徴収に関する情報を相互に提供すること、租税の徴収の共助若しくは徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の手助けをすること等を定める規定を有するものをいう。）をいう。

三 相手国等 租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

四 相手国居住者等 所得税法第二条第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下「外国法人」という。）で、租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者又は法人とされるものをいう。

五 限度税率 租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第八条から第十一条の三まで及び第十三条を除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次条から第三条の二の二まで、第三条の三、第四条、第五条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を第四条、第五条、第六条の二、第七条及び第十二条において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一条の二十二第一項に規定する免税芸能法人等に該当する相手国居住者等（同項に規定する免税芸能法人等に該当する外国法人で、その支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価（同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。以下この項において同じ。）のうち、当該租税条約の規定において当該外国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。以下「株主等」という。）である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われる部分（以下この項において「株主等所得」という。）を有するもの（以下この項において「免税芸能外国法人」という。）を含む。以下この条において「免税相手国居住者等」という。）が支払を受ける芸能人等の役務提供に係る対価（免税芸能外国法人にあつては、株主等所得に対応する部分に限る。以下この条において「免税対象の役務提供対価」という。）については、所得税法第二百二十二条第一項及び租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定の適用があるものとする。

2 免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価の支払を受けた場合には、税務署長は、当該免税相手国居住者等に対し、政令で定めるところにより、当該免税対象の役務提供対価につき所得税法第二百二十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収された所得税の額に相当する金額を還付する。

3 免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価のうちから租税特別措置法第四十一条の二十二第一項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百二十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項の規定により徴収すべき所得税がある場合には、前項の規定による還付は、その徴収すべき所得税が国に納付された後に行うものとする。

4 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十五条（租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、所得税法第二十五条中「徴収された場合」とあるのは「徴収された場合（当該非居住者又は外国法人が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条第二項（免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付）の規定により当該徴収された所得税の還付を受けることができる場合（同条第一項に規定する免税芸能外国法人（以下「免税芸能外国法人」という。）にあつては、当該徴収された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。）を除く。）」と、「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬（免税芸能外国法人にあつては、租税条約等実施特例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。）」とする。

(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等（租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で同法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取り扱われるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十条、第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第二項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第二項、第三十七條の十一の四第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第二項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等又は譲渡収益に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

- 2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第三号及び第五号、第六十四條第二項、第六十九條、第七十條、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三條第一項、第八條の二第一項、第九條の三の二第一項、第三十七條の十一の四第一項、第四十一條の九第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項、第四十一條の十二の二第一項及び第二項並びに第四十一條の十二の二第二項から第三項までの規定の適用はないものとする。
- 3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三、第九條の三の二第一項、第四十一條の九第二項若しくは第三項、第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。
- 4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九條の三の二第一項、第四十一條の九第二項及び第三項、第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。
- 5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第七十條、第七十九條若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法第三條第一項、第八條の二第一項、第三項若しくは第四項、第九條の三、第九條の三の二第一項、第四十一條の九第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項若しくは第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。
- 6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第三号及び第五号、第六十四條第二項、第六十九條、第七十條、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三條第一項、第八條の二第一項、第九條の三の二第一項、第四十一條の九第一項から第三項まで、第四十一條の十第一項及び第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。
- 7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三條第一項又は租税特別措置法第八條の二第四項、第九條の三（所得税法第二百十三條第一項に係る部分に限る。）、第九條の三の二第一項、第四十一條の九第三項若しくは第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。
- 8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二條第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九條の三の二第一項、第四十一條の九第三項及び第四十一條の十二の二第二項から第三項までの規定の適用はないものとする。
- 9 所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十五條、第八十二條、第二百五五條、第二百八八條、第二百九九條の三、第二百九十一條若しくは第二百九十三條第二項又は租税特別措置法第八條の二第三項若しくは第四項、第九條の三、第九條の三の二第一項、第四十一條の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定（以下この項において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。）の適用については、当該限度税率（当該限度税率が住民税（道府県民税をいう。以下この項において同じ。）をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一條の六第一項若しくは第二項又は第七十一條の二十八の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率（当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。）とする。）が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定配当等につきそれぞれ適用される限度税率（当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。）によるものとする。
- 10 前項の規定のうち、道府県に関する規定は都について準用する。この場合において、同項中「道府県民税」とあるのは、「都民税」と読み替へるものとする。
- 11 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七條第一項第四号、第七十四條、第七十五條、第八十一條、第二百四條第一項、第二百七條、第二百九條の二、第二百九條及び第二百九十二條第三項並びに租税特別措置法第九條の三の二第一項、第四十一條の九第二項及び第三項並びに第四十一條の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。
- 12 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項に規定する配当等及び譲渡収益並びに第三項、第五項、第七項及び第九項に規定する配当等に対し所得税を課さず、又はこれらの配当等及び当該譲渡収益に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に第一項、第三項、第五項及び第七項に規定する限度税率若しくは適用限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。
- 13 所得税法第七十二條第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第六十五條又は法人税法第四百二十二條若しくは第四百二十二條の十の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百七十二条第一項	次条の規定による申告書を提出することができその年の翌年三月十五日（同日の場合を除き、その年の翌年三月十五日（同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日）	
第百七十二条第一項第百七十条（税率）第一号		第百七十条（分離課税に係る所得税の税率）若しくは第百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第一項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十一条の十第一項（定期積金の給付補填金等の分離課税等）
第百七十二条第一項前号に掲げる第三号	前号に掲げる	同号に規定する金額につき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第七項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の限度税率を適用して計算した
第百七十二条第一項国内における勤務第四号	国内における勤務	支払を受ける第三国団体配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等をいう。）
第百七十二条第三項	非居住者 金額（前項の規定の適用を受ける者について金額は、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額）	非居住者又は外国法人
14 所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（同号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受け	租税特別措置法第八條の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、所得税法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八條の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八條の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。	
15 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	一 申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三国団体配当等の収入金額とする。 二 所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体配当等」という。）を除く。）」と読み替えるものとする。 三 所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」と読み替えるものとする。	
16 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項において「特定利子」という。）に係る利子所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定利子に係る利子所得については、「特定利子に係る利子所得の金額（以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。）に對し、特定利子に係る利子所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。	四 所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等」と読み替えるものとする。）に係る課税配当所得等の金額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。	
17 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	五 前各号に定めるもののほか、所得税法第百六十六条において準用する同法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）」第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）に規定する特定利子に係る利子所得の金額（以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。）とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定利子に係る利子所得の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定利子に係る利子所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十七項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定利子に係る課税利子所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第十六項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）」の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合には、百分の十五の税率を乗じて計算した金額に相当する所得税を課す項は、政令で定める。

18 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定収益分配」という。）に係る配当所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定収益分配に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定収益分配に係る配当所得の金額（以下この項において「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）に対し、特定収益分配に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課す。

19 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）」第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額（以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。）とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る配当所得の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十九項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定収益分配に係る課税配当所得の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定収益分配に係る課税配当所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二第十八項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）」の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限定。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

21 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）」第三条の二第二十項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の特例等）に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」という。）とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額を除く。）」とする。

- 四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額」とする。
- 五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の第二十項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する申告不要特定配当等に係るものと、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）」及び租税条約等実施特例法第三条の第二十二項と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の第二十一項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び申告不要特定配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の第二十項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」の規定による所得税の額」とする。
- 六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合には、百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける所得税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める）。
- 22 居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定懸賞金等」という。）に係る一時所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定懸賞金等に係る一時所得については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下この項において「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）に対し、特定懸賞金等に係る一時所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。
- 23 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 特定懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年中の特定懸賞金等の総収入金額とする。
- 二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額（以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。）とする。
- 三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額（特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。）」とする。
- 四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。
- 五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」及び租税条約等実施特例法第三条の二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）と、同項第二号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る一時所得の金額（租税条約等実施特例法第三条の第二十三項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額」という。）の合計額」と、同項第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の二十二項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」の規定による所得税の額」とする。
- 六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合には、百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、次に定めるところによる）。
- 24 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する給付補填金等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定給付補填金等」という。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）に対し、特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。
- 25 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補填金等の総収入金額とする。
- 二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）とする。
- 三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額（特定給付補填金等に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。
- 四 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- 五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の第二十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約等実施特例法第三条の第二十四項（配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）の規定による所得税の額」とする。
 - 六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 26 第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項又は第二十四項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。
 - 27 第一項から第十二項まで、第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項及び第二十四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第三条の二** 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。以下この条において同じ。）についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、当該租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該納税義務者が構成員となつている当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定外国配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第七十一条の二十八の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合において、同法第三十二条第二項及び第十三項並びに第三百十三条第二項及び第十三項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定は、特定外国配当等に対し住民税を課さず、又は当該特定外国配当等に対する住民税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。
 - 3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける特定外国配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第二項及び第十三項、第七十一条の五、第七十一条の六、第七十一条の八から第七十一条の二十二まで、第七十一条の二十六から第七十一条の四十三まで、第七十一条の四十七並びに第三百十三条第二項及び第十三項の規定は、適用しない。
 - 4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は前項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の二（当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を乗じて得た率（当該個人が前項の規定の適用を受ける場合には、百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第六項及び第八項において同じ。）を課する。
 - 5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。
 - 二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。
 - 三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されるところによる。
 - 四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。
 - 五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第三十七条の二、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第

五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五号各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第八項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第八項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の二（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）の税率）を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

七 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

八 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。

二 地方税法第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 道府県民税の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法第十一項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五号第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額（同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項の規定の適用がある場合（第六項の規定の適用がある場合を除く。）における地方税法第三十七条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第七項に規定する確定申告書にこの条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある

- 場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定及び第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。
- 10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等（同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）に該当するものであつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「条約適用利子等」という。）については、同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。次項、第十二項及び第十四項において同じ。）を課する。
- 11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計額とする。
- 二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三十四条の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三條の二の第二項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- 三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五項第三号の規定により適用されることによる。
- 四 地方税法第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- 五 地方税法第三十四条の六から第三十四条の八まで、第三十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第三十四条の八、第三十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法第十一項及び同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額（同法第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。
- 六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同法第二十四條第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項に規定する条約適用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。
- 七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二項の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。」
- 八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百七十七条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの（以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当等」という。）については、同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第十四項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）を乗じて得た率（当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三（当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。
- 13 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第三百七十七条の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
- 14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 一 条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当等の収入金額とする。
- 二 地方税法第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三十四条の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項

第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三号の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。

四 地方税法第三百十三号第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四号の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

五 地方税法第三百十四号の六から第三百十四号の八まで、第三百十四号の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、同法第三百十四号の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第三百十四号の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第三百十四号の八、第三百十四号の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法第三百十四号の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される第三百十四号の二の規定の適用後の金額）の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

八 前各号に定めるもののほか、第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第一項の規定の適用がある場合（第二項の規定の適用を除外する。）における地方税法第三百十四号の九の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三号の二の第十二項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第十三項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について同条第一項の規定及び第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第三百十三号第十五項」と、同条第三項中「第三十七号の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の第九項の規定により読み替えて適用される第三十七号の四」とする。

16 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県」とあるのはそれぞれ「都」と、「市町村」とは「市町村民税」とあるのはそれぞれ「特別区」と読み替へるものとする。

17 第四項、第六項、第十項及び第十二項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第一節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

18 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当等に係る国民健康保険税の特例）

第三条の二の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。次項において同項）が前条第十項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三号の二の第十二項に規定する条約適用利子等の額の合計額から第三百十四号の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額の合計額（一）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の五第一項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」と、同法第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前条第十二項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、同法第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三号の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から第三百十四号の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額（一）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同法第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

第三条の三 租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。)の支払をする場合において、当該償還差益(当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取り扱われる部分に限る。)につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益(租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分に限る。)につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取り扱われるもの(次項において「相手国居住者等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七号第一項第三号、第六百六十四条第一項及び第六百六十五条から第六百六十五条の六まで並びに法人税法第八号及び第四百四十一条から第四百四十四条の二の三までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第四十二条又は第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第四十二条又は第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、同法第八号及び第四百四十一条から第四百四十四条の二の三までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(次項において「相手国団体所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条若しくは第四百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七号第一項第三号、第六百六十四条第一項及び第六百六十五条から第六百六十五条の六まで並びに法人税法第八号及び第四百四十一条から第四百四十四条の二の三までの規定の適用はないものとする。

7 第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を地方税法第十号第一項の税率と次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率との合計に一を加えた数で除したものと政令で定める税率とする。

(配当等又は譲渡収益に係る住民税の特例)

第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国居住者等である法人に対し住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項又は第三百四十四条の四第一項(同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する法人税割の標準税率とする。

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項、第三項及び第五項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、その法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

4 都道府県は、租税条約が事業税についても適用がある場合において、前条第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行う事業に対し事業税を課するときは、その者が支払を受けるべきこれらの規定に規定する配当等又は譲渡利益をその課税標準に含めないものとする。

（相手国等輸出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例）

第五条の二 相手国等の相手国等輸出時課税の規定の適用を受けた所得税法第二十一条第三号に規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡（同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）又は未決済信用取引等（同法第六十条の二第二項に規定する未決済信用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）若しくは未決済デリバティブ取引（同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。）の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済による所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたことを考慮するものとされているときは、当該資産（同法第六十条の四第一項の規定の適用があるものを除く。）については同法第六十条の四第一項に規定する外国輸出時課税の規定の適用を受けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（同条第二項の規定の適用があるものを除く。）については同条第二項に規定する外国輸出時課税の規定の適用を受けた未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引とそれぞれみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額、山林所得の金額」と、「をしたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「による所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「による」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。

2 前項に規定する相手国等輸出時課税の規定とは、相手国等における所得税法第六十条の二第一項に規定する国外輸出に相当する事由その他の事由により当該相手国等に係る相手国居住者等でないかつた場合に当該相手国等の法令の規定によりその有している資産の譲渡による所得又はその契約を締結している未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済による所得に相当する所得について同法第九十五条第一項に規定する外国所得税を課することとされているときにおける当該相手国等の法令の規定をいう。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）

第五条の二の二 所得税法第二十一条第三号に規定する居住者が支払つた又は控除される保険料（租税条約の規定により、当該租税条約の相手国等の社会保障制度（当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。）については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料（第三項において「社会保険料」という。）とみなして、同法（第八十八条、第九十条及び第九十六条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十条第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五十五条の二の二第二項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。

3 相手国居住者等で恒久的施設（所得税法第二十一条第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者であるものがその給与又は報酬（同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払つた又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第六十五條第一項に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同項の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八条第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五十五条の二の二第三項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。

5 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つた又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百二条第一項又は第二項の規定の適用を受けたいときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五十五条の二の二第六項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第七十二条第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の特例（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額」と、同法第七十二条第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の特例（以下「特定社会保険料」という。）の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二十一条第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険料を支払った場合等の住民税の課税の特例)

第五条の三 租税条約が住民税(道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。)についても適用がある場合において、道府県民税の所得割(地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。)の納税義務者が支払った又は控除される保険料(前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。)については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割(地方税法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。)の納税義務者が支払った又は控除される保険料については、同法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

4 地方税法第三百七条の二第三項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(双方居住者の取扱い)

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(当該租税条約の規定の適用を受ける住民税(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。))又は事業税に係る部分に限る。)及びこの法律(第十条の五から第十条の十二までを除く。)の規定を適用する。

(租税条約に基づく認定)

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得(所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得(同法第六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。))又は法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得(同法第三百三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定(以下この条において「租税条約に基づく認定」という。)を受けようとすることができる。

2 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けようとする。

3 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつて居る当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「相手国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けようとする。

4 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつて居る当該相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「第三国団体所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けようとする。

5 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつて居る当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「特定所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けようとする。

6 前各項の租税条約に基づく認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けようとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

7 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき租税条約に基づく認定をしたとき又は当該租税条約に基づく認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8 国税庁長官は、租税条約に基づく認定を受けた者について、第六項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

9 国税庁の当該職員は、租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

10 国税庁長官は、第八項の規定により租税条約に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

11 租税条約に基づく認定を受けた者は、当該租税条約に基づく認定に係る第六項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

12 国税庁長官は、租税条約に基づく認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該租税条約に基づく認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該租税条約に基づく認定を取り消したときについても、同様とする。

(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)
第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。)若しくは内国法人に係る租税(当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。次項において同じ。)又は税額等(同条ニからハまでに掲げる事項をいう。)につき更正(同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は決定(同法第二十五条の規定による決定をいう。同項において同じ。)に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額(所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。地方税法第七条第一項に規定する課税事業年度の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。))の基準法人税額(同法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。))又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうち減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の更正の請求(国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。)に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎として、更正をすることができる。

2 相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税(当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。))につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額(各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。))又は内国法人の各事業年度の国外所得金額(各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。))のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうち減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

3 第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二十八条第十八号に規定する利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

4 所得税法第五十三条(同法第六十七条において準用する場合を含む。))並びに法人税法第八十一条及び第四百五十五条並びに地方税法第二十四条の規定は、第一項又は第二項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項又は第二項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正
第三百五十三條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百五十四條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百五十五條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百五十六條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百五十七條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百五十八條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百五十九條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百六十條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百六十一條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百六十二條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百六十三條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百六十四條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百六十五條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百六十六條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百六十七條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百六十八條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百六十九條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百七十條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百七十一條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百七十二條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百七十三條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百七十四條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百七十五條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百七十六條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百七十七條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百七十八條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百七十九條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百八十條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百八十一條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百八十二條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百八十三條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百八十四條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百八十五條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百八十六條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百八十七條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百八十八條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百八十九條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百九十條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百九十一條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百九十二條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百九十三條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百九十四條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百九十五條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百九十六條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第三百九十七條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第三百九十八條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第三百九十九條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百零一條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百零二條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百零三條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百零四條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百零五條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百零六條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百零七條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百零八條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百零九條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百一十條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百一十一條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百一十二條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百一十三條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百一十四條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百一十五條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百一十六條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百一十七條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百一十八條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百一十九條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百二十條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百二十一條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百二十二條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百二十三條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百二十四條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百二十五條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百二十六條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百二十七條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百二十八條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百二十九條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百三十條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百三十一條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百三十二條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百三十三條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百三十四條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百三十五條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百三十六條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百三十七條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百三十八條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百三十九條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百四十條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百四十一條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百四十二條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百四十三條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百四十四條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百四十五條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百四十六條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百四十七條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百四十八條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百四十九條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百五十條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百五十一條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百五十二條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百五十三條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百五十四條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百五十五條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百五十六條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百五十七條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百五十八條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百五十九條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百六十條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百六十一條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百六十二條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百六十三條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百六十四條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百六十五條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百六十六條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百六十七條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百六十八條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百六十九條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百七十條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百七十一條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百七十二條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百七十三條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百七十四條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百七十五條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百七十六條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百七十七條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百七十八條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百七十九條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百八十條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百八十一條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百八十二條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百八十三條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百八十四條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百八十五條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百八十六條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百八十七條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百八十八條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百八十九條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百九十條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百九十一條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百九十二條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百九十三條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百九十四條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百九十五條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百九十六條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第四百九十七條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
第四百九十八條	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
第四百九十九條	修正申告書又は更正若しくは決定	更正
第五百條	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正

第七十四條第一項第五号に掲げる金額(当該租税条約等実施特例法第七條第一項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正

修正申告書の提出又は更正若しくは決定

<p>修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定 修正申告書又は更正若しくは決定 で決定</p>	<p>更正 更正 更正 の確定申告書に記載した、又は決定</p>
<p>第四百四十四条の六第一項第十一号又は第二項第五号に掲げる金額(当該 地方法人修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規 税法第二定による決定をいう。以下この条において同じ。))</p>	<p>第四百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲げる欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額(同項第八号 の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九号の規定に該当す る場合には、同号に掲げる金額)若しくは同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲げる欠損金額若 しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号) 第七条第一項又は第二項の更正</p>
<p>修正申告書の提出又は更正若しくは決定 で決定</p>	<p>更正 の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定</p>
<p>5 第一項に規定する課税標準等若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。 (租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)</p>	
<p>8 財務大臣は、相手国等の権限ある当局と当該相手国等との間の租税条約に規定する協議又は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るものであるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。 2 総務大臣は、前項の規定により財務大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。 (相手国等への情報提供)</p>	
<p>8 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局(以下この条において「相手国等税務当局」という。)に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。 二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されないことと認められるとき。 三 我が国がこの項の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあるとき(事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。) 四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあるとき認められるとき。 五 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき(当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。)</p>	
<p>2 財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手国等の刑事事件(当該相手国等の租税に関する刑事事件その他当該相手国等税務当局が調査を行う犯罪事件を除く。以下この項において「捜査等」という。)に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たるものでないとき。 三 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p>	
<p>3 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて財務大臣の確認を受けなければならない。 (相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員との質問検査)</p>	
<p>9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の十三第一項並びに第十三条第四項第二号及び第十号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。</p>	
<p>2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のための調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。 3 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (身分証明書の携帯等)</p>	
<p>10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置)

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に關して当該相手国等の租税に關する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に必要な情報(以下この条、次条第一項及び第十條の三において「必要犯則情報」という。)の提供の要請があつた場合には、第八條の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者(以下この条及び次条第一項において「提供対象者」という。)に対して出頭を求め、提供対象者に対して質問し、提供対象者が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、搜索又は差押え等)

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に關する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合において、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、第八條の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と史料するものの差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。第五項及び第十條の四において同じ。)をすることができる。ただし、提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は前項の許可状(以下この条及び次条において「許可状」という。)を請求する場合には、相手国等の犯則事件が存在すると認められる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。

4 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所の裁判官は、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者の氏名(法人(人格のない社団等を含む。第十三條第五項において同じ。))については、名称)、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付しなければならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十條の二の質問、検査又は領置をすることができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるときは、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、相手国等の犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の囑託)

第十条の三の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八條の二第一項の規定により必要犯則情報の提供を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を囑託し、又は通訳若しくは翻訳を囑託することができる。

(国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)

第十条の四 第十條の二の質問、検査若しくは領置、第十條の三の臨検、搜索、差押え若しくは記録命令付差押え、第十條の三の二の差押え又は前条の鑑定の囑託については、この法律に特別の規定があるもののほか、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。

(特定取引を行う者の届出書の提出等)

第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員等(信託の受託者にあつては、当該信託が第八項第七号に掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。)である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る第八項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十條の八第一項において「特定対象者」という。)の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地域その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めることにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

2 報告金融機関等は、次の各号に掲げる者につき、政令で定めるところにより、当該各号に定める日までに、当該報告金融機関等の保有する特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域(第六項及び第七項、次条第一項並びに第十條の八第一項において「住所等所在地」という。)と認められる国又は地域を特定しなければならない。ただし、次項の規定による届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。

一 令和七年十二月三十一日以前に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者で同日において当該特定取引(特定取引につき前項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。)に係る契約を締結しているもの(令和九年十二月三十一日(特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日))

- 二 令和八年一月一日以後に当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で前項の規定による届出書の提出をしなかつたもの 当該特定取引を行った日から二年を経過する日（特定取引に係る契約で政令で定めるものにあつては、政令で定める日）
- 3 前項第一号の特定取引に係る契約を締結している者は、既にこの項の規定により届出書を提出している場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当該届出書の提出をする報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地の確認のための書類として総務省令、財務省令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該届出書の提出を受ける報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならないものとする。
- 4 第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十条の八第一項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた事項がその者に係る実質的支配者に係るものである場合に於ては、その異動を生じたことを知つた日）から三月を経過する日（その者が法人又は特定組合員等である場合には、政令で定める日）までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。
- 5 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。
- 6 報告金融機関等は、特定対象者の住所等所在地国又は地域その他の事実が第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は第四項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地国その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項及び次項において「新情報」という。）を取得した場合においては、政令で定めるところにより、その取得の日から三月を経過する日のいずれか遅い日（当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が政令で定めるものである場合に於ては、政令で定める日）までに、当該届出書等を提出した者に対し第四項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告金融機関等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定をしなければならない。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日」とあるのは「次項各号に掲げる場合に該当することとなつた日」と、「取得の日から」とあるのは「該当することとなつた日から」と、「日（当該」とあるのは「日（一）と、当該届出書等を提出した者に対し第四項」とあるのは「第二項第一号の特定取引を行った者に対し第三項」と、「異動届出書の提出の」とあるのは「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替へるものとする。
- 一 特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合
- 二 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項（居住地国を除く。）に相当する事項として総務省令、財務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。
- 三 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す新情報を取得したときその他政令で定める場合
- 8 この条から第十条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。
- 二 営業所等 国内（この法律の施行地をいう。次条第一項、第十条の九第五項第二号及び第十条の十第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定める者にあつては、政令で定める場所）をいう。
- 三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。
- 四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人以外の法人をいう。
- 五 実質的支配者 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。
- 六 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。
- イ 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約等（匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によって成立する組合 組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、特定取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの
- ロ イに掲げる組合に準ずる事業体 特定取引を当該事業体の業務として行う者
- ハ 信託 信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの
- 七 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。
- イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。） 当該外国
- ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げる法人等、内国法人及び信託を除く。） 当該外国
- ハ 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。第十条の九第五項第七号ハにおいて同じ。）又は法人等（イ及びロに掲げる法人等並びに信託を除く。） 我が国

9 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、財務省令で定める方法をいう。第十條の九第六項並びに第十三條第四項第三号及び第五号において同じ。）により提供することができる。この場合において、これらの届出書を提出したものとみなす。

10 特定取引を行ったとみられる者（報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該特定取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定取引は、当該利益を享受する者が行ったものとして、この条から第十條の八までの規定を適用する。

11 令和八年一月一日以後に報告金融機関等に該当することとなつた者についての第二項の規定の適用については、同項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「報告金融機関等に該当することとなつた日として政令で定める日（以下この号において「該当日」という。）と、「同日」とあるのは「該当日」と、「令和九年十二月三十一日」とあるのは「該当日から二年を経過する日」とする。

12 第九項及び第十項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第十條の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地域（前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地域として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び第十條の八第一項において同じ。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場所）の所轄税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第十條の十第一項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項に規定する電子情報処理組織をいう。第十條の十第一項第一号において同じ。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地域が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域（以下この項において「報告対象国」という。）である者（特定居住地域が報告対象国である前条第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。）が締結しているもの

二 特定居住地域が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地域が報告対象国である特定法人が締結しているもの

三 前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定めるもの

3 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定取引を行った者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例）

第十條の七 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行った場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。）を行った場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二條の規定を適用する。

2 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為（当該特定取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。）を行わなかつた場合には、これらの行為があつたものとして、前二條の規定を適用する。

（報告金融機関等による記録の作成及び保存）

第十條の八 報告金融機関等は、第十條の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若しくは同条第四項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第二項若しくは第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定を行った場合又は同条第六項の規定による要求をした場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地域に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しななければならない。

2 報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しななければならない。

（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第十條の九 次の各号に掲げる者は、その者（次の各号に掲げる者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とあつては、当該各号に掲げる者が特定組合員等（信託の受託者にあつては、当該信託が第五項第七号イに掲げる法人等に該当する場合における当該受託者に限る。以下この項において同じ。）である場合にあつては、当該各号の暗号資産等取引をその業務として行う当該特定組合員等に係る第五項第六号イからハまでに掲げるものとする。以下この条、次条第一項及び第十條の十二第一項において「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地域その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、第一号に掲げる者にあつては同

号の暗号資産等取引を行う際、第二号に掲げる者にあつては令和八年十二月三十一日までに、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。この場合において、当該各号の報告暗号資産交換業者等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。

一 令和八年十一月一日以後に報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う者

二 令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行っている者

2 前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定対象者の居住地域その他の総務省令、財務省令で定める事項については、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、居住地域その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条、次条第一項及び第十條の十二第二項において「異動届出書」という。）を、その異動を生じた日（その異動を生じた事項に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたことを知った日）から三月を経過する日までに、前項に規定する報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出しなければならない。当該異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。

3 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。

4 報告暗号資産交換業者等は、特定対象者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、次条第一項及び第十條の十二第二項において「住所等所在地」という。）と認められる国又は地域その他の事実が、第一項の規定により提出された届出書又は第二項の規定により提出された異動届出書（以下この項において「届出書等」という。）に記載された事項のうち特定対象者の居住地域その他の総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す総務省令、財務省令で定める情報（以下この項において「新情報」という。）を取得した場合においては、政令で定めるところにより、その取得の日から三月を経過する日までに、当該届出書等を提出した者に対し第二項の規定による異動届出書の提出の要求をし、又は当該報告暗号資産交換業者等の保有する当該特定対象者の住所その他の情報に基づき当該特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域の特定をしなければならぬ。当該要求又は特定の時から同項の規定による異動届出書の提出までの間に、特定対象者の住所等所在地と認められる国又は地域その他の事実が当該要求又は特定の基因となつたものと異なることを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。

5 この条から第十條の十二までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 報告暗号資産交換業者等 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第十六項に規定する暗号資産交換業者その他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内にある営業所又は事務所をいう。

三 暗号資産等取引 暗号資産等（資金決済に関する法律第二條第十四項に規定する暗号資産その他の政令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の売買その他の政令で定める行為（同項において「暗号資産等売買等」という。）を行うことを内容とする契約の締結をいう。

四 特定法人 その発行する株式が外国金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。次条第一項において同じ。）において上場されている法人その他の政令で定める法人以外の法人をいう。

五 実質的支配者 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令、財務省令で定める者をいう。

六 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

イ 組合契約（民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。）又は匿名組合契約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。）をいう。イにおいて同じ。）によつて成立する組合 組合契約を締結している組合員（匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者）であつて、暗号資産等取引を当該組合契約によつて成立する組合の業務として行うもの

ロ イに掲げる組合に準ずる事業体 暗号資産等取引を当該事業体の業務として行う者

ハ 信託 信託の受託者であつて、暗号資産等取引を当該信託の業務として行うもの

七 居住地域 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている個人又は法人等（法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。） 当該外国

ロ 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在する法人等（イに掲げる法人等、内国法人及び信託を除く。） 当該外国

ハ 居住者又は法人等（イ及びロに掲げる法人等並びに信託を除く。） 我が国

6 第一項各号に掲げる者又は同項の規定により届出書を提出した者は、同項の規定による届出書又は第二項の規定による異動届出書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす。

7 暗号資産等取引を行ったとみられる者（報告暗号資産交換業者等、第十條の五第八項第一号に規定する報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。）が単なる名義人（外国におけるこれに相当するものを含む。）であつて、当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受せず、その者以外の者が当該暗号資産等取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該暗号資産等取引は、当該利益を享受する者が行ったものとして、この条から第十條の十二までの規定を適用する。

8 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第十條の十 報告暗号資産交換業者等は、その年の十二月三十一日において当該報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者（その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合又はその年中にその者の締結していた報告対象契約が終了した場合には、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地域（前条第一項の規定により提出された届出書若しくは同条第二項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地域として記載された国若しくは地域又は同条第四項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び第十條の十二

第一項において同じ。)、その年において当該報告暗号資産交換業者等との間で行われた暗号資産等売却等に係る暗号資産等の種類ごとの名称、当該種類ごとの暗号資産等の売却又は購入の対価の合計額その他の総務省令、財務省令で定める事項(第二号及び次条において「報告事項」という。)を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告暗号資産交換業者等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告暗号資産交換業者等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合には、政令で定める場所)の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

二 前項に規定する報告対象国とは、暗号資産等取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地位国が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域(以下この項において「報告対象国」という。)である者(特定居住地位国が報告対象国である前条第五項第六号イからハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。)が締結しているもの

二 特定居住地位国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地位国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

三 報告暗号資産交換業者等との間で締結している第一項に規定する報告対象国以外の国又は地域である特定法人が報告対象国である特定法人が締結している他の暗号資産等取引に係る契約がある場合の同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(暗号資産等取引を行った者等による報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例)

第十条の十一 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為(当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。)を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二条の規定を適用する。

二 報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行った者若しくはその関係者又は当該報告暗号資産交換業者等が、当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかつた場合又はその行為があつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為(当該暗号資産等取引に係る契約に関する報告事項に係る行為に限る。)を行わなかつた場合には、これらの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。

(報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存)

第十条の十二 報告暗号資産交換業者等は、第十条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地位国に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

二 報告暗号資産交換業者等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る暗号資産等取引に係る契約が終了した日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

(報告事項の提供に係る当該職員の問題検査)

第十条の十三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項(第十条の六第一項又は第十条の十第一項に規定する報告事項をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者のこれらの規定に規定する報告対象国に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査については、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

三 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(身分証明書等の携帯等)

第十条の十四 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(相手国等の租税の徴収の共助)

第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権(当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。)の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者(以下この条において「共助対象者」という。)の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長(国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定(以下この条において「共助実施決定」という。)をする。

一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争う機会を与えられていないと認められるとき。

二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

四 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十三条第一項、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第七十八条第一項若しくは第二百三十五条第六項(同法第二百四十四条において準用する場合を含む。)、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百四十四条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二百五条第一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

五 当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、共助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。

法 則 通 税 国 欄 一		第 一 欄	第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄
第四十条	第三十七条（督促）の規定による督促	第三十七条（督促）の規定による督促	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による決定	第三欄	第四欄
第四十一条第一項	督促状 完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限内までに完納されない場合 国税徴収法	督促状 完納されない場合、第三十八条第一項（繰上請求）の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限内までに完納されない場合 国税徴収法	共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。） 同条第十一項各号に規定する事由に該当しない場合	第三欄	第四欄
第四十一条第二項	これを納付すべき者 納付する 納付に 納税を納付すべき者	これを納付すべき者 納付する 納付に 納税を納付すべき者	同条第四項において準用する国税徴収法 租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。） 同条第六項の規定による金銭又は証券の提供（同条第一項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下「任意提供」という。）をする 任意提供に 共助対象者	第三欄	第四欄

イ 当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和十四年法律第四十七号）第四十七条の規定により差押えをすることができるときは、当該要請の時に当該共助対象外国租税につき国税徴収法（昭和十四年法律第四十七号）第四十七号の規定により確定する前になされたものであるときは、当該要請の時に当該共助対象外国租税につき国税通則法第三十八条第三項又は国税徴収法第五十九条第一項の規定により差押えをすることができるときは、当該要請の時に当該共助対象外国租税につき国税通則法第三十八条前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決定通知書を共助対象者に対し送達して行う。

- 一 租税条約等及び当該租税条約等の相手国等の名称
- 二 共助対象外国租税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の別
- 三 共助対象外国租税の名称
- 四 共助対象外国租税の額（民事再生法第七十九条第一項、第二百五条第一項（同法第二百九十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二百四十四条において準用する場合を含む。）、会社更生法第二百五条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六条又は第二百九十六条において準用する場合を含む。）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十一条第三項（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第六百四十四条第四項又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第八十条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、これらの規定により権利の変更がされた後の額）
- 五 その他財務省令で定める事項

3 所轄国税局長等は、共助対象外国租税の徴収の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「徴収共助実施決定」という。）をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）を徴収するものとし、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請に係る共助実施決定（以下この条において「保全共助実施決定」という。）をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）の徴収のための財産の保全をするものとする。

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。）以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合は、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二條、第四十條から第四十二條まで、第四章（第四十六條第一項、第二項後段、第三項、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六條の二第一項及び第三項、第四十九條第一項第二号、第五十三條並びに第五十五條第一項第二号を除く。）、第五五條、第六十七條及び第七十五條並びに国税徴収法第九條、第十條、第二十一條、第二十三條第四項、第五五條（第四十七條第一項第二号、第五十六條第三項、第五十七條第二項、第六十七條第三項（同法第七十三條第五項及び第七十三條の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三條及び第八十五條（これらの規定を同法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第九十條第三項前段、第九十六條第二項、第九十七條、第九十九條第六項並びに第三百三十九條を除く。）、第二百五十一條、第二百五十一條の二、第二百五十二條（第一項を除く。）、第二百五十九條（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第七十一條から第七十三條まで、第八十二條第一項及び第八十六條の規定（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三條、第七十二條、第七十三條及び第七十二條並びに国税徴収法第三十九條、第五十三條及び第五十四條の規定）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第三項	納付した	任意提供をした
第四十一条第三項	納付した	任意提供をした
第四十六條第二項前段	一時に	相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ。）に一時に
第四十六條第五項	納税を	徴収を
第四十六條第六項	納税を	徴収を
第四十六條第七項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十六條の二第二項	納税を	徴収を
第四十六條の二第四項	一時に	相手国等に一時に
第四十六條の二第五項、第六項及び第十項	納付する	相手国等に納付する
第四十七條	納税の猶予	徴収の猶予
第四十八條第一項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十八條第二項及び第三項	督促及び滞納処分	滞納処分
第四十九條第一項	納税の猶予	徴収の猶予
第四十九條第一項第一号	完納する	相手国等において完納する
第四十九條第一項第四号	を滞納した	相手国等において完納する
第四十九條第二項及び第三項	納税の猶予	徴収の猶予
第五十一条第一項	納付	徴収
第五十一条第三項	納付	任意提供
第五十二条第一項	完納されない	相手国等において完納されない
第五十二条第二項	を納付させる	の提供（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下この条において同じ。）をさせる
第五十二条第三項	を納付させる	の提供をさせる
第五十二条第三項	納付場所	提供場所
第五十二条第三項	納付通知書	提供通知書
第五十二条第三項	納付の	提供の
第五十二条第三項	完納しない	全額の提供をしない
第五十二条第三項	納付させる	提供をさせる
第五十二条第三項	納付催告書	提供催告書
第五十二条第三項	納付を	提供を
第五十二条第四項	納付すべき	提供をすべき
第五十二条第六項	を完納せず	の全額の提供をせず
第五十二条第六項	を納付させる	の提供をさせる
第五十五条第一項	を納付する	の任意提供をする
第五十五条第一項	納付に使用	任意提供に使用
第五十五条第一項	納付を	任意提供を

法 取 徴 税 国

第五十五条第一項第一号	納税の猶予	徴収の猶予
第五十五条第一項第三号	納付	任意提供
第五十五条第二項	納付受託証書	任意提供受託証書
第五十五条第三項	取立て及び納付	取立て
第四十七条第一項第一号	が督促	が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）
	督促に をその督促状 を完納しない	徴収共助実施決定に につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。） 同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない
第四十七条第二項	督促 督促 督促 督促	徴収共助実施決定 徴収共助実施決定 徴収共助実施決定 徴収共助実施決定
第四十七条第三項	第二次納税義務者又は保証人 督促状」とあるのは、「納付催告書	保証人 が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による徴収共助実施決定（以下「徴収共助実施決定」という。）とあるのは「が督促」と、「徴収共助実施決定」とあるのは「督促に」と、「につき共助実施決定通知書（同条第二項に規定する共助実施決定通知書をいう。）とあるのは「をその提供催告書」と、同条第十一項各号に規定する事由に該当しないとき及び同条第八項の規定による決定をしていない」とあるのは「全額の提供（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。）をしない
第五十九条第一項	売却代金の残余のうちから	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（第二百九條第一項第三号（配当の原則）に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十條（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）に先立つて
第七十九条第一項第一号	納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一條第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付
第七十九条第二項第一号	納付、充当、更正の取消	滞納処分費の全額
第八十四条第一項	納付、充当、更正の取消	任意提供（租税条約等実施特例法第十一條第六項の規定による金銭又は証券の提供をいう。第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において同じ。）
第八十九条の三第二項第一号	が消滅した 納付、充当、更正の一部の取消し	の滞納処分費が消滅した 任意提供
第九十条第三項後段	ときににおいても、また同様とする	ときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない
第九十条第三項	国税が完納された	租税条約等実施特例法第十一條第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた
第九十一条第一項	が納税	が相手国等（租税条約等実施特例法第二條第三号（定義）に規定する相手国等をいい、租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。次条において同じ。）における納税
第九十一条第二項	及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収	の徴収上
第九十一条第二項	取上	
第九十一条第二項	一時に	相手国等に一時に
第九十一条第二項	納税に	相手国等における納税に

<p>第五百五十一条の二第二項</p>	<p>の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が寄せられた日）の滞納がある</p>	<p>に係る共助実施決定通知書（租税条約等実施特例法第十一条第二項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定通知書をいう。）を發した日</p>
<p>第五百五十一条の二第三項</p>	<p>納税の一時に</p>	<p>第一項（保全差押え）において同じ。）が徴収をしている場合その他政令で定める</p>
<p>第五百五十九条第一項</p>	<p>納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押え、記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をする見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者</p>	<p>所轄国税局長等が租税条約等実施特例法第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）</p>
<p>第五百五十九条第四項</p>	<p>前項の通知 納税義務があると認められる者 通知に係る保全差押金額</p>	<p>保全共助実施決定 共助対象者</p>
<p>第五百五十九条第七項、第八項及び第十項</p>	<p>納付すべき額の確定</p>	<p>徴収共助実施決定（共助対象外国租税につき租税条約等実施特例法第十一条第八項の規定による徴収の共助の中断の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定による当該決定の取消し）</p>
<p>第五百七十一条第一項第一号</p>	<p>督促</p>	<p>租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促</p>
<p>5 共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行等（強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の滞納処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第二百二十九条（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項に規定する換価代金を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十一年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一条第一項、第十一条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）、第十一条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）、及び第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第二百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）を除く。」と、調整法第六条第一項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第二百二十九条第一項（租税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により配当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十一条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法第十八条第</p>	<p>督促</p>	<p>租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促</p>

二項中「滞納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等実施特例法第十一条第五項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項及び調整法第二十条の七第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」とする。

6 徴収共助実施決定において第三項、所轄国税局長等は、共助対象外国租税に係る相手国等のために、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税の額に相当する金銭の提供又は証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の規定による納付に準じた証券の提供を受領することができる。

7 所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に囑託することができる。

8 第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外国租税につき租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合に該当する事実が発生した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、当該共助対象外国租税に係る共助の中断の決定をするものとする。この場合において、所轄国税局長等は当該中断の決定後において当該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分（交付要求を含む）をすることができないものとし、徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第五十九条の規定に基づき行われたものとみなす。

9 前項の規定による決定がされた後に、同項の相手国等から同項に規定する事実が消滅した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、同項の決定を取り消すものとする。

10 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、それぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四項において準用する国税徴収法第五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をその交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。

11 次のいずれかに該当する場合には、所轄国税局長等は、第一項の規定による共助の終了の決定をするものとする。

一 共助実施決定に係る共助対象外国租税の全額を徴収したとき。

二 租税条約等の相手国等から共助の解除の要請があつたとき。

三 共助対象者につき、国税徴収法第五十三条第一項各号のいずれかに該当する事実があると認められるとき。

四 第一項各号のいずれかに該当する事実が生じた又は生じていたと認められるとき。

五 租税条約等の規定により我が国が共助の実施を継続する必要がないと認められるとき（第八項の場合に該当するものを除く。）。

六 共助対象者が死亡したとき。

12 所轄国税局長等は、前項（第六号を除く。）の規定による決定をしたときは、その旨を共助対象者に通知しなければならない。

13 共助対象者は、不服申立て及び訴えにおいて、当該共助対象者に係る共助対象外国租税の存在又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従つていのかどうかを主張することができない。

14 第五項に規定する場合における調整法第六条及び第十八条の規定の適用その他前各項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(国税の徴収の共助)

第十一条の二 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる我が国の租税債権に限る。以下この条において「共助対象国税」という。）の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助を行つた行為（当該相手国等の法令により当該相手国等の租税の徴収を目的とする当該相手国等の権利の時効が完成せず、若しくは新たにその進行を始め、若しくは進行しないこととなるもの又は国税通則法第七十二条第三項において準用する民法の規定若しくは国税通則法第七十三条の規定により国税の徴収を目的とする我が国の権利（以下この項において「国税の徴収権」という。）の時効が完成せず、若しくは新たにその進行を始め、若しくは進行しないこととなるものに相当するものに限る。）により当該租税条約等の規定に基づき国税の徴収権の時効が完成せず、若しくは新たにその進行を始め、又は進行しないこととなるときは、当該共助対象国税に係る国税の徴収権の時効は、同条の規定により完成せず、若しくは新たにその進行を始め、又は進行しないものとみなす。

2 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税を当該相手国等が徴収した場合に、当該徴収した金額（当該相手国等が当該共助対象国税を外国通貨で徴収した場合には、当該徴収の時ににおける当該相手国等の為替相場場で本邦通貨に換算した金額）に相当する共助対象国税を、当該共助対象国税の滞納者から徴収したものとみなす。

3 前項の場合において、共助対象国税のうち国税（その滞納処分費を含み、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税を除く。以下この項において同じ。）及び利子税又は延滞税が含まれているときは、前項の規定により徴収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、そのみなされた金額は、まず当該国税として徴収されたものとみなす。

4 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、国税通則法第四十三条及び第四十四条の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（次項において「所轄国税局長等」という。）は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が指定した国税局長（次項において「指定国税局長」という。）に囑託することができる。

5 所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した証券を取り立てた金銭（当該所轄国税局長等から前項の規定による囑託を受けた指定国税局長が受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む）を、当該共助対象国税につき第二項の規定により徴収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

6 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税（消費税に係るものに限る。以下この項において同じ。）の徴収の共助を要請した場合において、当該相手国等が当該共助対象国税の全部又は一部を徴収したときにおける当該共助対象国税に係る消費税額を課税標準として課する地方税法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の百三第二項第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された未納に係る

第七十二条の百四第一項	当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額	既に納付された貨物割の額から還付後納付消費税額（既に納付された消費税の額から当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を控除して得た額をいう。）
第七十二条の百六第三項	前二項	前項
附則第九条の六第二項	延滞税等及び還付加算金	還付加算金
附則第九条の九第三項	前二項	未納に係る
	延滞税等及び還付加算金	還付加算金

7 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用がある場合における地方消費税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（送達の共助）
第十一条の三 税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に關する文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する。

2 税務署長その他の行政機関の長は、国税に關する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に囑託して送達を行うことができる。

（実施規定）
第十二条 第二条から前条までに定めるもののほか、租税条約等の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

第十三条 共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分等の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分等の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項若しくは第十条の十三第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第九条第一項又は第十条の十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 第十条の五第一項に規定する届出書を同項に規定する特定取引の際に報告金融機関等（同条第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第二項若しくは第三項に規定する届出書若しくは同条第四項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（第十条の七第一項の規定によりなかつたもの）とされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行つたことを行う。以下この号及び次号において「届出書提出義務者等」という。）に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出し、又は第十条の五第九項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者等」という。）が同条第八項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合（当該届出書提出義務者等が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イ又はロに掲げる法人等に該当事項を信託する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるもの）の同項第七号に規定する居住地位が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当事項を信託する信託による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき）に限る。）

四 第十条の六第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき。

五 第十条の九第一項に規定する届出書を同項に規定する暗号資産等取引の際若しくは令和八年十二月三十一日までに報告暗号資産交換業者等（同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第五項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第一項に規定する届出書若しくは同条第二項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行つたこと）を行つたことを行う。以下この号及び次号において「届出書提出義務者」という。）に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出し、又は第十条の九第六項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者」という。）が同条第五項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合（当該届出書提出義務者等が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イ又はロに掲げる法人等に該当事項を信託する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるもの）の同項第七号に規定する居住地位が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当事項を信託する信託による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき）に限る。）

五 第十条の九第一項に規定する届出書を同項に規定する暗号資産等取引の際若しくは令和八年十二月三十一日までに報告暗号資産交換業者等（同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この号において同じ。）の営業所等（同条第五項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。）の長に提出せず、若しくは同条第一項に規定する届出書若しくは同条第二項に規定する異動届出書に偽りの記載をし、若しくは特定行為（第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行つたこと）を行つたことを行う。以下この号及び次号において「届出書提出義務者」という。）に係る記載をして報告暗号資産交換業者等の営業所等の長に提出し、又は第十条の九第六項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を提供したとき（これらの違反行為に係る同項に規定する者（以下この号において「届出書提出義務者」という。）が同条第五項第七号イ又はロに掲げる者に該当する場合（当該届出書提出義務者等が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が同項第七号イ又はロに掲げる法人等に該当事項を信託する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定組合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるもの）の同項第七号に規定する居住地位が同号イ又はロに定める外国である場合における当該特定組合員等に該当事項を信託する信託による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき）に限る。）

第六十条の十第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を税務署長に提供したとき。

七 第十一条第四項において準用する国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をしたとき。

八 第十一条第四項において準用する国税徴収法第四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

九 第十一条第四項において準用する国税徴収法第四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十 第十一条第四項において準用する国税徴収法第四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

5 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前各項（前項第七号を除く。以下この項において同じ。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第五十四号）

二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第六十号）

三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第二十八号）

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第二十九号）

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジブラントとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第三十号）

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第六十一号）

七 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第六十七号）

八 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第九号）

九 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十号）

十 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十一号）

十一 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十一年法律第十七号）

十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律（昭和四十二年法律第二十八号）

十三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十二年法律第二十九号）

十四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十三年法律第三号）

（経過措置）

第三条 第三条中所得税法第七十条及び第七十九条の規定に係る部分並びに第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年一月一日（法人につき第四条又は第五条の規定を適用する場合には、当該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については、なお従前の例による。

2 第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当等については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五二年三月三十一日法律第九号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二十五日法律第九六号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十三年四月一日

イからハまで 略

二 附則第五十四条、第五十八条（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条に一項を加える改正規定を除く。）及び第五十九条の規定

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条第一項の規定

（新租税特別措置法第四十一条の十二に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の償還差益に係る部分を除く。）は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等（割引債の償還差益を除く。）について適用し、同日前に支払を受けるべき当該配当等については、なお従前の例による。

2 割引債の償還差益に係る新租税条約実施特例法第三条第一項及び第三条の二の規定は、昭和六十三年四月一日以後に発行される割引債について適用し、同日前に発行された割引債については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年三月三十一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新条約実施特例法」という。）第三条の規定は、同条第一項に規定する相手国の居住者が施行日以後に行う新法第四十二条第一項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価で、当該相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるものについて適用する。

2 新条約実施特例法第三条の三の規定は、同条に規定する外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する割引債について支払を受ける同条に規定する償還差益については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月三十一日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の規定は、同条第一項に規定する相手国の居住者が施行日以後に新法第四十一条の九第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

附 則 (平成一〇年六月二十五日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の三の規定は、施行日以後に発行される同条に規定する割引債の同条に規定する償還差益について適用し、施行日前に発行された前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の三に規定する割引債の同条に規定する償還差益については、なお従前の例による。

附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたもののみならず、（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年三月三〇日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

附則（平成二十四年七月三日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十五条 第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第二項に規定する相手国の居住者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等については、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の規定を適用する。（政令への委任）

第百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略

五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の施行の日

イ からニまで 略

ホ 第六条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定（同条第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める部分及び「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加える部分並びに同条第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加える部分及び「並びに」第八十二条の五第三項及び第四項）を、「第八十二条の五第三項及び第四項並びに第百四十五条の五第二項及び第三項」に改める部分に限る。）

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、第六条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第二項から第十項までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用する。

3 新租税条約実施特例法第三条の第十二項、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体配当等、特定利子、特定収益分配、特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差益については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。

6 新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

7 新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年二月一日法律第一五〇号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第三十六条から第三十七条の二までの改正規定、同法第三十七条の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く。）、同法第四十五項を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第四十七条、第五十三條第四十一項、第七十一條の四十七第七項、第七十一條の六十七第七項並びに第七十二條の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同法第三項の改正規定（「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。）、同法第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十三條の十四第六項、第三百十三條第九項、第三百十四條の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百十四條の三第一項、第三百十四條の四、第三百十四條の六並びに第三百十四條の七の改正規定、同法第三百十四條の八の改正規定（場合によっては、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合によっては、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。）、同法第三百十七條の二第一項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第三百十九條の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四條第三項の表の改正規定並びに同法附則第三条の三第二項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同法第五項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同法第六項の改正規定、同法附則第四条から第四条の三までの改正規定、同法附則第五条第一項の改正規定（「第三十六條」を「第三十七條」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当」に改める部分を除く。）、並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同法第二項の改正規定、同法第三項の改正規定（「第三百十四條の四」を「第三百十四條の六」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当」に改める部分を除く。）、並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同法第四項の改正規定、同法附則第五条の三第二項を削る改正規定、同法の次に一条を加える改正規定、同法附則第六條、第九條の二、第三十三條の三から第三十五條までの改正規定、同法附則第三十五條の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「除く。」）の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）、同法附則第三十五條の二の六から第三十五條の四の二まで及び第三十五條の六から第三十七條の二までの改正規定並びに同法附則第四十條を削る改正規定並びに附則第二条、第三条、第五条第二項及び第九項から第十一項まで、第六条、第七條第四項、第八条第八項、第十一条第二項、第十二條並びに第十三條第九項の規定、附則第二十六條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第六項及び第十二項の改正規定を除く。）、並びに附則第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定、平成十九年四月一日

六 略

七 第一条中地方税法第三十七條の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）、及び同法第三百十四條の八の改正規定（場合によっては、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合によっては、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第五條の二の改正規定並びに附則第五條第八項及び第十一條第八項の規定、附則第二十六條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の第六項及び第十二項の改正規定に限る。）、並びに附則第二十七條の規定、平成二十年四月一日

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七條 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の第六項又は第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税又は市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十五条 第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の規定は、同条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日以後に支払を受ける同項に規定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十二条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。)第三条第一項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けた同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第九項に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の第九項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約実施特例法第三条の第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の第十六項及び第十八項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の第十三項又は第十五項に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の第二十項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等に係る所得税について適用する。

6 新租税条約実施特例法第三条の第二十二項及び第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の第十七項又は第十九項に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税については、なお従前の例による。

7 新租税条約実施特例法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日前にした行為であっても、当該行為に係る犯罪事件に関する新租税条約実施特例法第十条の二に規定する必要犯罪情報の提供の要請について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日

イ からリまで 略

又 第十一条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定(同条第十四項及び第二十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び同法第七条第二項の改正規定並びに附則第五十六条第一項から第三項までの規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 第十一条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第二条の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する法人課税信託(遺言によつてされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたもの)に限り、新法信託に該当するものを含む。)について適用する。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第一項から第八項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等について適用し、第十一条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一項から第八項までに規定する相手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約実施特例法第三条の第十三項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の第十三項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行日前に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税については、なお従前の例による。

4 新租税条約実施特例法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

5 新租税条約実施特例法第五条の二第三項、第五項及び第六項の規定は、これらの規定に規定する非居住者が施行日以後に支払う又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について適用する。

6 新租税条約実施特例法第五条の三第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

7 新租税条約実施特例法第五条の三第三項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の第二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けらるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

（罰則に関する経過措置）

第百十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項及び第五項並びに第三十三條の二の改正規定、同法附則第三十三條の三第三項第四号の改正規定（「第三十七條の二第一項前段」を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第七項第四号の改正規定（「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十四條第三項第四号の改正規定（「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第六項第四号の改正規定（「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五條第四項第四号の改正規定（「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第八項第四号の改正規定（「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第五項第四号の改正規定（「第三十七條の二第一項前段」を「第三百十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五條の二の六第六項及び第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定（「第三十七條の二第二項前段」を「第三十七條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、並びに同条第五項第四号の改正規定（「第三百十四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、並びに同条第四項中国有資産等所在市町村交付金法附則に一項を加える改正規定並びに附則第二十七條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第五項第五号の改正規定（「附則第五條の四第一項」の下に「附則第五條の四第二項」を加える部分及び「及び附則第五條の四第一項及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。）、同条第八項第五号の改正規定（「附則第五條の四第一項」の下に「附則第五條の四第二項」を加える部分及び「及び附則第五條の四第一項」を「附則第五條の四第一項及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。）、同条第十一項第五号の改正規定（「附則第五條の四第六項」の下に「附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。）、及び同条第十四項第五号の改正規定（「附則第五條の四第六項」の下に「附則第五條の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。）、及び同条第十四項第五号の改正規定（「附則第五條の四第六項」の下に「附則第五條の四の二第五項」に改める部分及び「及び附則第五條の四第六項」を「附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。）、平成二十二年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十一年三月三十一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見直しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代（平成二十二年から令和元年度までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせる）の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イからタまで 略

レ 第十七条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二項）を「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第八項の改正規定、同条第十三項の表第七十二条第一項第一号の改正規定、同条第十四項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第六条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定（「解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。」を削る部分に限る。）を除く。）

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イからトまで 略

チ 第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項の改正規定（「解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。」の項において同じ。）を削る部分に限る。）及び附則第四十二条の規定
四 次に掲げる規定 平成二十三年一月一日

イ 略

ロ 第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十七項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、及び同条第二十五項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）」

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散を除く。）をした第十七条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する内国法人の清算所得につき同項の更正の請求が行われた場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四百六十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四百七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月三〇日法律第八二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月三〇日法律第八三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 第一条中地方税法第七百三条の四、第七百三条の五の二第一項及び第七百六条の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五条の六から第三十八条の三までの改正規定並びに附則第十条及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イからヨまで 略

タ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第四十二条第二項及び第三項の規定

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日の属する年分前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項(第二項に係る部分を除く。)並びに第十条の規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該特定された者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この項において「旧租税条約等実施特例法」という。)第九条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定された者に対して行った同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項(第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四百四条 この法律(附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第四百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第四百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則 (平成二十四年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ及びロ 略

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十九条 この法律(附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年三月三十一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定(同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。)並びに同法附則第六条第五項、第三十三條の二第七項第四号、第三十四條第六項第四号、第三十五條第八項第四号、第三十五條の二第十項第四号、第三十五條の三の二、第三十五條の四第五項第四号及び第四十五條の改正規定並びに附則第四条第四項及び第五項、第九条第三項及び第五項、第十九條並びに第二十一條の規定 平成二十七年一月一日

三 第二条(次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第五条第一項から第四項まで、第十七條、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定 平成二十八年一月一日
(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 附則第十九條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の第二十一項第五号及び第十四項第五号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十二條 附則第二十條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項及び第三項において「二十八年新租税条約等実施特例法」という。）第三條の二の第四項、第六項及び第八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 二十八年新租税条約等実施特例法第三條の二の第十項、第十二項及び第十四項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 二十八年新租税条約等実施特例法第三條の二の第三第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第七條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定 平成二十五年七月一日
三から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 略

ロ 第七條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の改正規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百六條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第一百八條 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七條の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日

イからニまで 略

ホ 第九條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の改正規定

四及び五 略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イからホまで 略

へ 第九條中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條第四項の改正規定、同法第三條の二の改正規定、同法第五條の二の改正規定、同法第六條の二第一項の改正規定、同法第七條第一項の改正規定（一）又は「税額等」を「次項において同じ。」又は「税額等」に、「更正（国税通則法）」を「更正（同法）」に、「この項において同じ。」又は決定（国税通則法）を「この項及び次項において同じ。」又は決定（同法）に改め、「決定をいう」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分及び「国税通則法第二十三條第一項」を「更正の請求（国税通則法第二十三條第一項）に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分に限る。）、同法第四項の改正規定、同法第三項の改正規定（一）同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）、及び第八十二條を「第八十二條及び第百四十五條並びに地方税法第二十四條」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分を除く。）、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定及び同法第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四十一條第一項の規定

七から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 地方税法の施行の日
イ及びロ 略

ハ 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第一条の改正規定、「() 又は税額等」を「次項において同じ。」又は「税額等」に、「更正(国税通則法)を「更正(同法)に、「この項において同じ。」又は決定(国税通則法)を「この項及び次項において同じ。」又は決定(同法)に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ。」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求(国税通則法第二十三条第一項)に改め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。」を加える部分を除く。及び同条第三項の改正規定、「(同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。) 及び第八十二条」を、「第八十二条及び第四十五条並びに地方税法第二十条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分に限る。) 並びに附則第四十一条第二項の規定
(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例に関する経過措置)

第四十一条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第二項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の平成二十九年分以後の各年分の同項に規定する国外所得金額又は内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度の同項に規定する国外所得金額若しくは同日以後に開始する各連結事業年度の同項に規定する連結国外所得金額が増額される場合について適用する。

2 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の規定の適用については、同条第一項中「この項及び次項」とあるのは「この項」と、同条第三項中「第八十二条及び第四十五条」とあるのは「(同法第四十五条第一項において準用する
場 合 を 含 む 。

法人税法第百四十五条 修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定

修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定
修正申告書又は更正若しくは決定

の確定申告書に記載した、又は決定
更正
更正

租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正
更正
更正
の確定申告書に記載した、又は決定
更正
更正
の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定

地方法人税修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定(国税通則法第二十五条の規定による決
定をいう。以下この条において同じ。)
修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定

地方法人税確定申告書に記載した、又は決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定
修正申告書の提出又は更正若しくは決定

地方法人税法第百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
附則(平成二十七年三月三十一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

イからハまで 略

ニ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の改正規定

三及び四 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イからニまで 略

ホ 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の表法人

税法第百四十五条の項の改正規定

六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九条第一項の改正規定、同法第十条の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一項の

改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年三月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二九年三月三十一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方税法第十一条の二、第三十五条第一項、第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項、第七十二条の五十七の三第一項から第三項まで、第三

百四十四条の三第一項、第三百四十四条の六、第三百四十四条の七第一項及び第二項、第三百二十一條の七の十三並びに第七百三十七條第一項及び第二項の改正規

定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五條第一項及び第三項、第五條の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ、第五條の四の二、第五條の五、第六條第二項第一号及び第

五項第一号、第二十九條の七第一項、第三十一條の四第一項、第三十三條の二第一項及び第五項、第三十三條の三第一項第一号及び第五項第一号、第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の

二第一項各号及び第四項各号、第三十四條の三第一項及び第三項、第三十五條の二第一項及び第五項、第三十五條の四第一項及び第四項並

びに第四十五條第三項及び第六項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第二項、第七條第八項及び第九項、第十五條第二項から第四項まで、第三十一條(外国居住者等の所得に対する相互主

義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八條第二項、第四項、第七項及び第九項の改正規定に限る。)、第三十三條第一項及び第三項、第三十七條(租税

条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の二第四項、第六項、第十項及び第十二項の改正規定に限る。)並びに第

三十九條第一項及び第三項の規定 平成三十年一月一日

四 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十条、第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対する相互

主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十六條、第三十八條(租税条約等の実施に伴う所得税法、

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る。)、第四十一條から第四十五條まで及び第四十六條(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法

律第二十五号)第十九條の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日

五 第二条中地方税法第二十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第七十五條の二、第二百九十二條第一項及び第二項、第三百一十一條、第三百四十四條の二、第三百十四

條の六第一号イの表並びに第七百條の五十二條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の三、第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條

の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二

第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の二、第三十五條の三の三、第三十五條の三の四第二項並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第六條、第

十六條、第三十二條(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三十四條、第三十八條(前号に掲げる改正規定を除く。)、及び第四十條の規定 平成三十一年一月一日

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 附則第三十七条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第三十九条の二の二第四項及び第六項の規定は、平成三十年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項及び第十二項の規定は、平成三十年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十三項の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第四十条 附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項(第二号に係る部分に限る。)及び第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項(第二号に係る部分に限る。)及び第十四項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年三月三十一日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからハまで 略

ト 第十一条の規定

(罰則に関する経過措置)

第四百十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成三〇年三月三十一日法律第七号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定

六 次に掲げる規定 令和二年一月一日

イからハまで 略

ニ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第四百十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成三〇年四月十八日法律第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則(平成三一年三月二十九日法律第二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第二項ただし書、第三百十四条の七及び第三十七條の二第一項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、第七條、第七條の二及び第三十三條の二第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の三第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四條第三項第四号の改正規定、同条第六項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定、同条第九項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、並びに次条第二項から第四項まで及び第七項並びに附則第十三條第二項から第四項まで及び第七項、第三十一條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條第三項第五号及び第六項第五号の改正規定並びに同条第八項第五号及び第十一項第五号の改正規定（一及び第二項）を「及び第十一項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、並びに第三十二條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第五項第五号及び第八項第五号の改正規定並びに同条第十一項第五号及び第十四項第五号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）に限る。）、の規定 令和元年六月一日

附則（平成三十一年三月二九日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十五条 第十三條の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）第三條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する免税相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十三條の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）第三條第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する免税対象の役務提供対価については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第三條の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用し、旧租税条約等実施特例法第三條の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項に規定する相手国居住者等、外国人、非居住者、居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第三條の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する相手国居住者等又は同条第二項に規定する外国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこれらの規定に規定する償還差益について適用し、旧租税条約等実施特例法第三條の三第一項に規定する相手国居住者等又は同条第二項に規定する外国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこれらの規定に規定する償還差益については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第四條第一項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約等実施特例法第四條第一項、第三項及び第五項に規定する相手国居住者等、外国人又は非居住者が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

5 新租税条約等実施特例法第五條の二の規定は、同条第一項に規定する居住者が施行日以後に同項に規定する譲渡又は決済をする同項に規定する資産又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百十五條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月三十一日法律第六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第十一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第四十一條第一項、第四十五條の二第一項、第五十條、第七十一條から第七十一條の四まで、第七十一條の二十二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三條の三十八の次に一條を加

える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に加える改正規定、同法第九十七條から第百二條まで、第百四十四條の五十四から第百四十四條の五十九まで及び第百七十七條の二から第百七十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第百七十七條の二十三の次に加える改正規定、同法第二百三條から第百五十八條まで、第百八十八條、第百八十九條、第百九十二條第一項第一号及び第百九十二條、第百九十五條第一項第二号、第百九十四條の二、第百九十四條の六第一号イの表、第百九十七條の二第一項、第百九十七條から第百九十九條まで、第百九十九條から第百九十九條の十から第百九十九條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第百六十三條の二十九の次に加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十五條まで及び第六百六十六條から第六百七十一條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に加える改正規定、同法第七百六十八の次に一条を加える改正規定、同法第七百一十一條の二十九から第七百一十一條の六十八から第七百一十一條の七十二まで及び第七百一十一條の八十八の改正規定、同法第四章第七節中第七百三十條の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同法第七項）を「同法第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一条を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第十三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定、令和三年一月一日（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約等実施特例法」という。）第三條の二の二第五項（第二号に係る部分に限る。）及び第八項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税については、なお従前の例による。）

2 新租税条約等実施特例法第三條の二の二第十一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則（令和二年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イからニまで 略

ホ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三條第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定

三 略

四 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イからハまで 略

ニ 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定及び同法第十条の七第一項の改正規定並びに附則第三百三十二條第二項から第四項までの規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 略

ロ 第三條の規定（同条中法人税法第五十二條第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）及び同法第五十四條第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十四條から第十八條まで、第二

十條から第三十七條まで、第百三十九條（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二條第五項の改正規定に限る。）、第百四十三條、第百五十條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十條の二第六項の改正規定に限る。）、第百五十一條から第百五十六條まで、第百五十九條から第百六十二條まで、第百六十三條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第五十八條第一項の改正規定に限る。）、第百六十四條、第百六十五條及び第百六十七條の規定

ハからヌまで 略

ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第二條の二第三項の改正規定、同法第四條第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同法第七條の改正規定

（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）

第十四条

2 別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）の所得に対する法人税及び連結法人（旧法人税法第二條第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五條までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第三十七條までにおいて同じ。）の連結所得（旧法人税法第二條第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五條までにおいて同じ。）に対する法人税並びに法人の同日前に開始した課税事業年度（旧事業年度を含む。）の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人税法、第四條の規定による改正前の地方法人税法（以下「旧地方法人税法」という。）、第十三條の規定による改正

前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）、及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。）、第十条の五第一項の規定は、施行日以後に提出する同項の届出書について適用し、施行日前に提出した第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「旧租税条約等実施特例法」という。）、第十条の五第一項の届出書については、なお従前の例による。

2 新租税条約等実施特例法第十条の五第四項の規定は、同項に規定する異動を生じた日が令和四年一月一日以後である場合（同日の前日において当該異動に相当する事実を生じていた場合を除く。）について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第四項に規定する該当することとなつた日が令和四年一月一日以前である場合については、なお従前の例による。

3 新租税条約等実施特例法第十条の五第六項の規定は、令和四年一月一日以後に同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合に該当する場合について適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第十条の五第六項に規定する政令で定める場合に該当した場合については、なお従前の例による。

4 新租税条約等実施特例法第十条の五第七項の規定は、令和四年一月一日以後に同条第七項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。

5 新租税条約等実施特例法第十条の六第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三十一日において新租税条約等実施特例法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間について適用し、施行日の属する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

6 新租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に係る行為を行った場合について適用する。

7 新租税条約等実施特例法第十条の七第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約に関する報告事項に關し通常行われると認められる行為を行わなかった場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 令和四年一月一日

イ 第一条の規定（同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第二項第三号の改正規定、同法第九十六条第一項の改正規定、同法第九十八条の改正規定、同法第二百三十三条の改正規定（同条第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）及び同法第二百三十三条の六の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第七条、第九条、第一百二十二条、第二百二十三条及び第二百二十六条（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第七条の改正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三十三条の四第十一項第一号」を「第七百三十三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二 第六条の規定（前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第四百四条の改正規定を除く。）及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和四年四月一日

附 則（令和四年三月三十一日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三条第十三項及び第十五項、第三百十四條の九第一項、第三百十七條の二第一項ただし書並びに第三百十七條の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三條の二第二項及び第六項、第三十五條の二の三第一項及び第五項、第三十五條の二の五並びに第三十五條の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十一条、第十九条及び第二十条の規定 令和六年一月一日

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項（第七号に係る部分に限る。）及び第九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十三項、第十四項（第七号に係る部分に限る。）及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三十一日法律第四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月二十七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年三月三十一日法律第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

四 次に掲げる規定 令和六年四月一日

イからトまで 略

チ 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定

（罰則に関する経過措置）

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月二十四日法律第五三号） 抄

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。